

高知県県有施設太陽光発電設備整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 PPA (Power Purchase Agreement (電力販売契約) 施設所有者が提供する敷地等に第三者(発電事業者)が太陽光発電設備等を設置し、発電された電力を当該施設の所有者へ販売する仕組みをいう。以下同じ。)方式による県有施設への太陽光発電設備の導入に係る太陽光発電設備整備事業費補助金(以下「補助金」という。)については、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助目的)

第2条 県は豊かな自然資源である太陽光を活用し、2050年のカーボンニュートラル実現に向け温室効果ガス排出量を削減するとともに、県が脱炭素化に向け率先垂範しオール高知での取組を推進することを目的に、第4条に規定する補助事業に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 国交付要綱 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(令和7年3月10日環地域事発第2503102号)をいう。
- (2) 国実施要領 国交付要綱第3条に掲げる事業に関して必要な細目等を定めた地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和7年3月10日環地域事発第2503102号)をいう。
- (3) オンサイト PPA 方式 事業者の費用負担により、需要家施設に太陽光発電設備を設置し、事業者が所有・維持管理等をしながら、当該太陽光発電設備の発電電力を需要家に売却し、当該施設(当該設備が設置された敷地と同一敷地内に存在する他施設を含む。)に供給する契約方式をいう。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、県有施設に太陽光発電設備をオンサイト PPA 方式により導入する事業とする。ただし、導入する太陽光発電設備で発電した電力は、当該県有施設において消費することとする。

(補助事業者)

第5条 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県が行う高知県県有施設太陽光発電設備整備事業の公募型プロポーザルに参加し、協定候補者として選定された者
- (2) 県税、その他の税の滞納がない者

(補助対象設備及び補助金の額等)

第6条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表1に定める要件を満たす設備とする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表2に定めるとおりとする。なお、消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含まない。
- 3 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条の規定による申請をしようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に必要書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書に添付する必要書類及び提出期日は、別表3に定めるとおりとする。
- 3 補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- 4 補助事業者は、県税の滞納がないことを証する書類等関係書類、県に対する税外未収金債務の滞納がないこと等の誓約書及び県の補助事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書を添えて知事に提出しなければならない。ただし、県税の納税義務者でない場合にあっては、その旨の申立書を提出するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 第2条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業者は、補助金の交付決定後に締結するPPA方式による電力調達契約において、補助金交付額相当分を電気料金から控除しなければならないこと。

- (2) 同一の事業、対象経費等で、国、県、市町村等が実施する他の補助制度と併用して交付を受けないこと。
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度の認定又は FIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
- (4) 補助金に係る本要綱及び国交付要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。
- (5) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準ずること。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (7) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、第 22 条第 1 項で定める処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳及びその他必要な関係書類を保管すること。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、第 2 条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図ること。
- (9) 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、法令、規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことができる。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表 4 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。
- (11) 県が実施する利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。

（補助金交付決定）

- 第 9 条 知事は、第 7 条の規定による申請があったときは、その申請に係る書類等の審査により、その申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定をし、補助事業者に対して、前条に規定する条件のほか、交付決定番号、補助金の額及び交付決定日を記載した補助金交付決定通知書により通知するものとする。
- 2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書により速やかに申請者に通知するものとする。

3 知事は、補助事業者が別表4に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(事業の着手)

第10条 補助事業者による事業の着手は、補助金の交付決定日以後に行うものとする。また、補助事業者は事業に着手した場合には、工事着手（完了）報告書（別記様式第2号）を知事に提出するものとする。

(軽微な変更)

第11条 規則第5条第1項第1号の知事が別に定める軽微な変更とは、補助事業の目的を変更しない程度の軽微なもので、補助金の額に変更を生じないものとする。

(変更の承認の申請等)

第12条 規則第5条第1項第1号及び第3号の規定による知事の承認を受けようとする場合は、遅滞なく補助事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更（中止・廃止）の内容及び理由が確認できる書類
- (2) 変更（中止・廃止）の内容を証する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

4 知事は、第1項の規定により補助事業計画（中止・廃止）承認申請書が提出された場合において、変更又は中止若しくは廃止が適当であると認めたときは、補助事業計画変更（中止・廃止）通知書により通知するものとする。

(状況報告)

第13条 知事は、必要と認めるときは、補助金の交付の決定を受けた補助事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、補助対象事業の遂行状況の報告を求めることができる。

(事業の完了)

第14条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに工事着手（完了）報告書（別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第 15 条 規則第 11 条の実績報告書は、補助金実績報告書（別記様式第 4 号）による。

2 規則第 11 条の実績報告書及び知事の定める書類並びにそれらの書類の報告期限は、別表 5 に定めるとおりとする。

(補助金の額の確定及び請求等)

第 16 条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の支払)

第 17 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

(概算払)

第 18 条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

2 補助事業者は、前項の規定により、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第 5 号）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の再確定)

第 19 条 補助事業者は、第 16 条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 15 条第 1 項に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 16 条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第 20 条 知事は、規則第 8 条に規定する事情変更による交付決定の取消し又は変更のほか、第 12 条第 1 項に規定する補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、国交付要綱、国実施要領、規則又はこの要綱の規定に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わない場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

- (4) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずることができる。

(書類の保管)

第 21 条 第 8 条第 7 号の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(財産処分制限)

第 22 条 補助事業者は、財産取得等について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間内に、補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する場合は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、施設財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

(グリーン購入)

第 23 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 24 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする

(雑則)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和 7 年 7 月 30 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 8 条第 7 号から第 10 号まで、第 20 条、第 22 条及び第 24 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表 1 補助対象設備及び要件（第 6 条関係）

補助対象設備	補助要件
自家消費型 太陽光発電設備	次に掲げる要件を全て満たすもの。 （１）国実施要領別紙 2 の 2 ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 （２）太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 （３）商用化され、導入実績がある設備であること。 （４）中古設備でないこと。 （５）停電時においては電力を供給できる自立運転機能を有すること。

別表 2 補助対象経費及び補助率（第 6 条関係）

補助率等				補助対象経費の 1 / 2 以内 (111,775 千円を上限額とする。)
補助 対象 経費	区分	費目	細分	内容
	工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。 この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
			労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の 2 省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
			直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する

			事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
		付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
		機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
		測量及試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

	設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
	業務費	業務費	事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。 PPA 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
	事務費	事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

別表 3 交付申請に係る提出書類等（第 7 条関係）

必要書類	①事業費及び補助対象経費を確認することができる見積書等 ②導入する設備の概要がわかる見積仕様書等 ③太陽光発電設備等の設置完了後に締結する電力供給契約における電気料金単価設定の積算内訳書（電気料金から補助金交付額相当分が控除されていることを確認できる書類） ④法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類 ⑤登記事項証明書の写し ⑥県税、その他の税の滞納がないことを証する納税証明（申請日時点で、発行後 3 か月以内のもの） ⑦工事完了後も耐震基準を満たしていることがわかる強度計算書 ⑧その他知事が必要と認める書類
提出期日	知事が特に認めるものを除き、交付申請をする日の属する年度の 1 月 31 日までとする。

別表4 （第8条、第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36条。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表 5 実績報告に係る提出書類等（第 15 条関係）

知事の定める 書類	①支出額を確認することができる契約書及び支出証拠書類等の写し ②設計図面※ ・全体の仕様が分かる書類 ・システム系統図 ・配線・配管図 ・単線結線図 ・機器配置図 ・機器の固定方法が分かる図面 ・耐震・耐風圧等強度計算書 ・その他必要な図面 ③施工前後の写真 ④導入する設備の保守計画 ⑤導入機器等一覧表及び各種機器等の仕様書 ⑥系統連携契約を証明する書類の写し ⑦その他知事が必要と認める書類 ※図面等のデータ形式は仕様書に定めるものを基準に別途協議
提出期日	知事が特に認めるものを除き、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は令和 8 年度の 2 月 26 日のいずれか早い日までとする。